

野村メモ

資料7

野村会長作成資料

■ 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

- 家庭における子どもの権利保障
 - ✓ 保護者は、子どもにとって最も大切な大人です。子どもが健やかに成長することについて第一義的責任があります。
 - ✓ 保護者は、子どもにとって最もよいことを第一に考えて、愛情をもって子どもを育てなければなりません。
 - ✓ 保護者は、子どもの人格を尊重して、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません。
 - ✓ 保護者は、子どもの品位を傷つけたり、体罰を用いたり、暴力を振るったりすることなく、子どもを育てなければなりません。
 - ✓ 保護者は、子どもが安心して、安全に暮らすことができるよう家庭の環境を整えなければなりません。
 - ✓ 保護者は、子どもの権利について理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません。
 - ✓ 保護者は、子どもを育てるに当たって悩んだり、困ったりしたとき、いつでも協力や支援を求めることができます。

- 育ち学ぶ施設における子どもの権利保障
 - ✓ 育ち学ぶ施設は、子どもの成長や発達することにとってとても大切なところです。育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、保護者と協力しながら、子どもの成長や発達を支える責任があります。
 - ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの個性を重んじるとともに、子どもにとっても最もよいことを第一に考えて、子どもが年齢や発達に応じてのびのびと成長できるよう、子どもを支えなければなりません。
 - ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの人格を尊重して、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません。
 - ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見を反映するための措置を講じなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見がどのように、そしてどのくらい尊重されたかを説明しなければなりません。

- ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの品位を傷つけたり、体罰を用いたり、暴力を振るったりすることなく、等しく、子どもの成長や発達を支えなければなりません。
- ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、育ち学ぶ施設がどの子どもにとっても安心できる安全な居場所であるよう整えなければなりません。

- ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの権利について理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません。また、子どもに、正しく子どもの権利について知らせなければなりません。
- ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの悩みや困難を早期に発見するよう努めるとともに、子どもにとって相談しやすい体制を整えなければなりません。子どもの悩みや困難に対しては、子どもの状況に応じて、適切に、その保護者や外部の機関と協力または連携して適切に応じなければなりません。
- ✓ 育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもを支えるに当たって悩んだり、困ったりしたとき、いつでも協力や支援を求めることができます。

- 地域における子どもの権利の保障
- ✓ 地域は、子どもが健やかに育つ場であり、大切な居場所です。区民及び事業者は、地域が子どもにやさしい地域となるよう、また、子どもが安心して、安全に、またのびのびと過ごせるよう努めなければなりません。
- ✓ 区民及び事業者は、子どもが地域の一員であることを認識し、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して取り入れるよう努めなければなりません。
- ✓ 区民は、まちづくりや地域の活動に子どもが参加できるよう環境を整えるとともに、子どもの地域活動を奨励するよう努めなければならない。
- ✓ 区民及び事業者は、地域において、子どもや親が孤立しないよう適切に見守るとともに、その防止に努めるようにしなければならない。
- ✓ 区民及び事業者は、子どもの権利及び子育てについて理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません。
- ✓ 事業者は、職場内において、子どもの権利及び子育てについての理解の普及啓発に努め、保護者の仕事と子育てが両立できる環境を整えるよう努めなければならない。

■ 子どもにやさしいまちづくりの推進（区における子どもの権利保障）

● 区の責務

- ✓ 区は、子ども施策を通じて、子どもの権利を保障するとともに、子ども施策を通じて、子どもにやさしいまちづくりを推進しなければならない。
- ✓ 区は、子ども施策を行うに当たっては、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことが実現できるよう考えていかなければなりません。
- ✓ 区は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において子どもの権利が保障されるよう環境及び条件整備を行わなければならない。
- ✓ 区は、子ども施策を推進するに当たって、子どもの権利を保障するための子ども計画を定めるとともに、これを検証する仕組みを整えなければならない。
- ✓ 区は、子どもの権利を保障するに際して、支援が必要な子ども及び保護者に対して、その必要性に応じた支援を等しくおこなわなければならない。
- ✓ 区は、子どもにとって居場所が重要であることに鑑み、その年齢、成長及び発達、置かれた状況に応じて必要とされる居場所の整備に努めなければならない。
- ✓ 区は、育ち学ぶ施設が行う子どもの権利の普及及び啓発を奨励しこれを支援するとともに、区において子どもの権利の普及及び啓発を行わなければならない。

● 区における子ども参加

- ✓ 区は、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの意見が反映されるよう奨励し、それぞれにおける子どもの意見の反映のための体制の整備等の取組みへの支援を行う。
- ✓ 区は、子ども外見を表明する多様な機会を設けるとともに、子ども施策の策定、実施、検証を含む区政への子ども参加の仕組みとして、子ども会議（仮称）を設置する。
- ✓ 区議会は、議会において子どもの意見が反映されるようその仕組みを整えるものとする。

● 子ども施策の策定、実施、検証

- ✓ 区は、子ども施策を推進するために子ども計画を策定する。区は、子ども計画を策定するに当たっては、区民の意見を聞くとともに、子どもの意見が反映されるための措置を講じなければならない。
- ✓ 区は、子ども施策を総合的に推進するための組織を整えなければならない（組織として〇〇を置く。）。
- ✓ 区は、子ども施策が子どもの権利保障に資するものとして総合的に実施されているかどうかを検証するための仕組みを整えなければならない（として〇〇を置く。）。

- 子どもの権利の普及・啓発
- ✓ 区は、区において、子どもの権利の普及、啓発のための取組を行わなければならない。
- ✓ 区は、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利が普及し、啓発されることを奨励し、これを支援する。
- ✓ 区は、子どもの権利の普及、啓発を行うに当たっては、子どもの意見を聞くとともに、子どもの権利の普及、啓発のための子どもの活動を奨励し、これを支援する。